

神栖市デマンドタクシー運行業務委託に係る公募型プロポーザルに関する質問に対する回答（令和6年11月21日）

No.	質 問	回 答
1	神栖市デマンドタクシー運行業務仕様書 3. 業務内容 (2) 運行回数・使用車両 ※調達する車両は、セダン車両又はワゴン車両とし、乗車定員5人以上11人未満のものとする。とありますが、車両調達単価は、セダン、ワゴン共に同じとなりますか。	セダン、ワゴン共に同額となります。
2	運行業務内容として記載のない事項については、現行の神栖市デマンドタクシーの業務内容でよろしいですか。	記載のない事項につきましては、より効率的に運行が出来る内容であれば、必ずしも現行の業務内容と同一である必要はありません。
3	システム導入に係る仕様書 表3 配車受付端末 機器使用一覧 No. 3 CTI アダプタ 利用者からの発信電話番号をシステムに通知可能とすること。とありますが、発信電話番号をシステムに通知しシステム内の機能と連動する認識でよろしいでしょうか。	御認識のとおりです。
4	神栖市デマンドタクシー運行業務仕様書 4. 予約受付センターについて 現状の予約センターの電話番号を引き継ぐとの認識で良いか。	御認識のとおりです。